

別紙（中国電力ネットワーク株式会社 管内）

1. 本別紙の適用エリア

この別紙は次の地域に適用します。

鳥取県、島根県（隠岐諸島[島後、中ノ島、西ノ島、知夫里島]を除きます。）

兵庫県の一部、香川県の一部、愛媛県の一部

2. 料金計算方法

A) 次項3（1）～（8）の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金（次項3（1）・（3）の場合は最低料金）＋②電力量料金±③燃料費調整額
④再生可能エネルギー発電促進賦課金－⑤割引額

①基本料金＝基本料金単価×契約容量（次項3（2）・（4）～（8）の場合）

最低料金＝1 契約あたり最低料金（次項3（1）・（3）の場合）

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。（次項3（1）・（3）は除く）

②電力量料金＝電力量料金単価×使用量（次項3（2）・（4）～（8）の場合）

＝電力量料金単価×（使用量-15kWh）（次項3（1）・（3）の場合）

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用量（次項3（2）・（4）～（8）の場合）

＝燃料費調整単価（最初の 15kWh）＋ 燃料費調整単価×（使用量-15kWh）（次項3（1）・（3）
の場合）

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量

⑤割引額＝（①＋②＋③）×割引率

B) 次項3（9）（10）の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金－⑤割
引額

①基本料金＝基本料金単価×契約容量

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量

⑤割引額＝（①＋②＋③）×割引率

C) 次項3（11）の電気料金については以下の計算方法が適用されます。

電気料金＝①基本料金＋②電力量料金±③燃料費調整額＋④再生可能エネルギー発電促進賦課金
－⑤割引額

①基本料金＝基本料金単価×契約電力×力率割引

※ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

②電力量料金＝電力量料金単価×使用量

③燃料費調整額＝燃料費調整単価×使用量

④再生可能エネルギー発電促進賦課金＝再生可能エネルギー発電促進賦課金単価×使用量

⑤割引額＝（①＋②＋③）＊割引率

3. 契約種別、料金単価等

以下の契約種別については、技術的に当社でご契約を行う事が難しい場合には、ご契約をお断りする場合がございます。

（１）従量電灯 A

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a)使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。

(b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客様と当社との協議によって行います。

ニ 料金単価（税込）

最低料金	最初の 15kWh まで	1 契約	337 円 37 銭
電力量料金	15kWh～120kWh	1kWh	20 円 79 銭
	121kWh～300kWh	1kWh	27 円 47 銭
	301kWh～	1kWh	29 円 59 銭

ホ その他

当社は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

ヘ 割引率

割引率は 10 %とします

（２）従量電灯 B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用いたします。

(a)契約容量が 6 キロボルトアンペア以上、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。

(b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キ

ロ ボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。) が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款 3 条 (12) 最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が 12 ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が 12 ヶ月を超える時は、直近 1 年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ニ 料金単価

基本料金	契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	1kVA	407 円 00 銭
電力量料金	120kWh	1kWh	18 円 10 銭
	121kWh～300kWh	1kWh	24 円 19 銭
	301kWh～	1kWh	26 円 06 銭

ホ 割引率

割引率は 10 %とします

(3) ぐっとずっと。プラン スマートコース

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a)使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- (b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客様と当社との協議によって行います。

ニ 料金単価（税込）

最低料金	最初の 15kWh まで	1 契約	227 円 37 銭
電力量料金	15kWh~120kWh	1kWh	20 円 79 銭
	121kWh~300kWh	1kWh	27 円 47 銭
	301kWh~	1kWh	29 円 59 銭

ホ その他

当社は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

ヘ 割引率

割引率は 10 % とします

(4) ぐっとずっと。プラン シンプルコース

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が 6 キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a) に該当し、かつ、(b) の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客様と当社との協議によって行います。

ニ 料金単価（税込）

電気量料金	1 キロワット時につき	25 円 78 銭
最低月額料金	1 契約につき	1,650 円 00 銭

ホ その他

当社は、最大需要容量が 6 キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

ヘ 割引率

割引率は 10 % とします

(5) ぐっとずっと。プラン ナイトホリデーコース

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a)使用する最大容量（以下「最大需要容量」といいます。）が6キロボルトアンペア未満であること。
- (b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることの決定は、負荷の実情に応じてお客様と当社との協議によって行います。

ニ 料金単価（税込）

- (イ) デイタイム *午前9時から午後9時までの時間。ただし休日等に定める日の該当する時間を除きます。

(夏季：7月1日から9月30日 その他季：4月から6月30日までおよび
10月1日から翌年3月31日まで)

	夏季料金	その他季料金
1キロワット時につき	40円96銭	37円21銭

- (ロ) ナイトタイム *デイトタイムおよびホリデータイム以外の時間

1キロワット時につき	18円21銭
------------	--------

- (ハ) ホリデータイム *休日等に定める日の全ての時間

1キロワット時につき	18円21銭
------------	--------

*休日等 土曜日、日曜日、1月2日、1月3日、1月4日、5月1日、5月2日
12月30日、12月31日

- (ニ) 最低料金

1契約につき	1,650円00銭
--------	-----------

ホ その他

当社は、最大需要容量が6キロボルトアンペア未満であることを判別するための装置を取り付けることがあります。

ヘ 割引率

割引率は10%とします

(6) ぐっとずっと。プラン電化 Style コース

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 原則として 50 キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 中国電力株式会社のぐっとずっと。プラン電化 Style コースの適用範囲に該当すること。
- (c) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款 3 条（1 2）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が 12 ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が 12 ヶ月を超える時は、直近 1 年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ニ 料金単価（税込）

基本料金	1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,650 円 00 銭
	上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	407 円 00 銭

（イ） デイタイム *午前 9 時から午後 9 時までの時間。ただし休日等の定める該当時間を除きます。

（夏季：7 月 1 日から 9 月 30 日 その他季：4 月から 6 月 30 日までおよび
10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで）

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	32 円 68 銭	30 円 62 銭

（ロ） ナイトタイム *デイタイムおよびホリデータイム以外の時間

1 キロワット時につき	14 円 87 銭
-------------	-----------

（ハ） ホリデータイム *休日等の定める日の全ての時間

1 キロワット時につき	14 円 87 銭
-------------	-----------

*休日等 土曜日、日曜日、1 月 2 日、1 月 3 日、1 月 4 日、5 月 1 日、5 月 2 日

12 月 30 日、12 月 31 日

ホ 割引率

割引率は 3 %とします

（7）時間別電灯

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約容量が6キロボルトアンペア以上、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。
- (b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします）が50キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の最大需要容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数60ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款3条（12）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が12ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が12ヶ月を超える時は、直近1年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ニ 料金単価（税込）

基本料金	1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,210 円 00 銭
	上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	407 円 00 銭

（イ） 昼間時間 *午前8時から午後11時までの時間

最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	22 円 29 銭
90 キロワット時をこえ 220 キロワット時までの 1 キロワット時につき	28 円 69 銭
220 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29 円 85 銭

（ロ） 夜間時間 *昼間以外の時間

最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	13 円 26 銭
------------------------------	-----------

（ハ） 最低料金

1 契約につき	418 円 00 銭
---------	------------

ホ 割引率

割引率は3%とします

（8）電灯ピークシフトプラン

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (a) 契約容量が6キロボルトアンペア以上、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であること。

(b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、当社とご契約する直前のご契約容量、もしくは、一般送配電事業者の託送約款に定める、継続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。なお、本約款 3 条（12）最大需要電力をもとに契約容量を決定する場合は、当社との契約における最大需要電力の実績が 12 ヶ月に満たない時は当社から供給開始を行う直前の契約容量と当月の最大需要電力のどちらか大きい値を基準として算定を行い、最大需要電力の実績が 12 ヶ月を超える時は、直近 1 年間で最も大きい最大需要電力を基準として算定します。

ニ 料金単価（税込）

基本料金	1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,210 円 00 銭
	上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	407 円 00 銭

(イ) ピーク時間 *夏季の午後 1 時から午後 4 時までの時間

1 キロワット時につき	44 円 58 銭
-------------	-----------

(ロ) オフピーク時間 *夏季の午前 8 時から午後 11 時までの時間。ただしピーク時間を除きます。

最初の 90 キロワット時までの 1 キロワット時につき	21 円 48 銭
90 キロワット時をこえ 220 キロワット時までの 1 キロワット時につき	27 円 64 銭
220 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	29 円 85 銭

(ハ) 夜間時間 *ピーク時間およびオフピーク時間以外の時間

1 キロワット時につき	13 円 26 銭
-------------	-----------

(ニ) 最低料金

1 契約につき	418 円 00 銭
---------	------------

ホ 割引率

割引率は 3 %とします

(9) ファミリータイム（プラン I）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a)中国電力株式会社の選択約款ファミリータイム〔プラン I〕【季節別時間帯別電灯】の適用範囲に該当すること。

(b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

中国電力株式会社の選択約款ファミリータイム〔プラン I〕【季節別時間帯別電灯】によります。

ニ 料金単価（税込）

基本料金	1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	2,200 円 00 銭
	上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	407 円 00 銭

(イ) デイタイム *午前 8 時から午後 5 時までの時間

(夏季：7 月 1 日から 9 月 30 日 その他季：4 月から 6 月 30 日までおよび
10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	32 円 35 銭	27 円 54 銭

(ロ) ファミリータイム *午前 8 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 11 時まで

1 キロワット時につき	25 円 95 銭
-------------	-----------

(ハ) ナイトタイム *デイトタイムおよびファミリータイム以外

1 キロワット時につき	13 円 26 銭
-------------	-----------

(ニ) 最低料金

1 契約につき	418 円 00 銭
---------	------------

ヘ その他割引

割引額については、中国電力株式会社のファミリータイム〔プラン I〕（選択約款）によります。

ホ 割引率

割引率は 3 %とします

(10) ファミリータイム（プラン II）

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、次のいずれにも該当するものに適用します。

(a) 中国電力株式会社の選択約款ファミリータイム〔プラン II〕【第 2 季節別時間帯別電灯】の適用範囲に該当すること。

(b)1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、最大需要容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、

一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 最大需要容量

中国電力株式会社の選択約款ファミリータイム〔プランⅡ〕【第 2 季節別時間帯別電灯】の適用範囲によります。

ニ 料金単価（税込）

基本料金	1 契約につき最初の 10 キロボルトアンペアまで	1,210 円 00 銭
	上記をこえる 1 キロボルトアンペアにつき	407 円 00 銭

(イ) デイタイム *午前 10 時から午後 5 時までの時間

(夏季：7 月 1 日から 9 月 30 日 その他季：4 月から 6 月 30 日までおよび
10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで)

	夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	35 円 68 銭	30 円 56 銭

(ロ) ファミリータイム *午前 8 時から午前 10 時までおよび午後 5 時から午後 11 時まで

1 キロワット時につき	28 円 42 銭
-------------	-----------

(ハ) ナイトタイム *デイタイムおよびファミリータイム以外

1 キロワット時につき	13 円 26 銭
-------------	-----------

(ニ) 最低料金

1 契約につき	418 円 00 銭
---------	------------

ホ その他割引

割引額については、中国電力株式会社のファミリータイム〔プランⅡ〕（選択約款）によります。

ヘ 割引率

割引率は 3 %とします

(1 1) 低圧電力

イ 適用範囲

動力を使用する需要で、以下のいずれにも該当する需要に適用いたします。

(a) 契約電力が、原則として 50 キロワット未満であること。

(b) 1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合は、契約容量と契約電力との合計（この場合、1 キロボルトアンペアを 1 キロワットとみなします。）が 50 キロワット未満であること。ただし、1 需要場所において低圧電力とあわせて契約する場合で、お客様が希望され、かつ、お客様の電気の使用状態、一般送配電事業者の供給設備の状況等から一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、(a)に該当し、かつ、(b)の契約容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上のものについても適用することがあります。この場合、一般送配電事業者により、お客様の土地または建物に

変圧器等の供給設備が施設されることがあります。

(c) 1 年間の使用電力量が(契約電力×1,000)kWh 以下であること。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツとします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流単相 2 線式 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電力

契約容量は、当社に電力会社を切り替える場合は、原則、当社から電力の供給を行う直前のご契約容量とします。なお、新たにご契約を開始する場合は一般送配電事業者の託送約款に定める、接続送電サービス契約容量の算定方法に準じるものとします。

ニ 料金単価

基本料金	契約電力 1 キロワットにつき	kW	1,111 円 00 銭
電力量料金	7 月 1 日～9 月 30 日	1kWh	15 円 04 銭
	上記以外	1kWh	13 円 75 銭

ホ 割引率

割引率は 2%とします。

ヘ その他

変圧器または発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。